

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月24日（平成27年（行情）諮問第167号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第198号）

事件名：「陸自教範4-01-01-01-23-0 情報」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「幹部特技課程（種別：調査及び調査運用）の教育で使用されたテキスト類の全て（最新版）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

文書1 陸自教範4-01-01-01-23-0 情報（表紙ないしはしがきを除く。）

文書2 陸自教範3-02-16-01-21-0 情報科運用（試行案）（表紙ないしはしがきを除く。）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成26年8月1日付け防官文第11608号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 本件対象文書の本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」が特定されたのか不明である。

そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

また電磁的記録にセキュリティ設定等を掛けた場合、当該データが複写先に複写されない場合が技術的に起こり得る。そこで、本件対象文書がこうした制限が掛けられている場合、本件対象文書の内容が交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、交付された複写が、本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても開示・不開示の判断を求める。

処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに「本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける」複写の交付は、法に反するので、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 他にも文書があるものと思われる。

特定された教範以外にも、テキスト類が存在するものと思われる。

## （2）意見書

ア 国の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定されなければならない。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

また総務庁行政管理局長（当時）の国会答弁でも、法の対象文書は「電子情報も対象」（第145回国会参議院総務委員会会議録第3号2頁）と明言されている。

したがって、本件対象文書の特定に当たっては、開示請求時点における電磁的記録形式が特定されなければならない。

そもそも法に基づき行われる文書の特定と、複写の交付の際の開示情報の処理をどうするかという問題は全く別に取り扱われるべき問題である。

イ 審査会事務局による対象文書の直接の確認を求める。

以下の理由から、異議申立人が確認できない事項について審査会事務局が直接確認することを求める。

（ア）対象文書の電磁的記録の本来の記録形式

理由説明書において諮問庁は、本件対象文書の本来の電磁的記録を特定したかについて明言していないので、特定されていない疑いがある。なお諮問庁が情報公開請求に対して繰り返し隠蔽を行っている事実は、平成22年度（行情）答申第75号及び同25年度（行情）答申第233号から明らかである。

そこで本件対象文書の本来の電磁的記録の特定を諮問庁に求めるとともに、審査会事務局による直接の確認を求めるものである。

（イ）変更履歴の確認

ワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）の場合、変更履歴が残されている場合がある。

この変更履歴もまた組織共有文書に該当するので、本件対象文書においてもそれが存在していないか確認する必要がある。

諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を特定しないのは、この変更履歴の存在を隠蔽しようとしている意図があると思われる。

（ウ）「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなしている情報の確認

諮問庁の理由説明書では、本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の付随について完全に否定していない。

恐らく「本件対象文書の内容と関わりのない情報」と処分庁がみなす情報それ自体は存在するものと思われるので、処分庁の勝手な判断に任せず、審査会がその内容を確認すべきである。

ウ 履歴情報も組織共有文書であれば、開示対象である。

諮問庁は、履歴情報を特定しなければならない法的義務はないと主張するが、履歴情報が組織共有文書であれば、開示対象である。

例えば、文書作成過程で合議先に変更箇所の確認を求めるため、履歴情報を残すことは諮問庁の文書作成過程では広く行われている。

また過去の開示決定（平成18年8月3日付け防官文第7679号）では、「北朝鮮のミサイル発射について（案）」と題するワード（Word）等で作成された文書（電磁的記録）が開示され、履歴情報についても開示されている。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」の判断を諮問庁に委ねるべきではない。

諮問庁は理由説明書で、本件異議申立ての段階では複写の交付が行われていないことをもって異議申立ての理由がないと主張したいようであるが、複写の交付が行われているか否かは、本件異議申立ての理由とは関わりがない。

異議申立人が主張したいのは、諮問庁がいう「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在するのであれば、それを諮問庁の判断に委ねるべきでないということである。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」（平成22年度（行情）答申第75号2頁）という珍妙な主張を行い、「平成21年度（行情）答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠蔽しようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（上記答申第75号5頁）との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠蔽工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁においては、不都合な事実を「本件対象文書の内容と関わりのない情報」とみなすことで隠蔽しようとする誘惑が常に存在するのである。

事実、上記答申以後も諮問庁は、「組織全体として不都合な事実を隠蔽しようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年度（行情）答申第233号31頁）との指摘を受けている。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」であるか否かの判断を諮問庁に委ねることは極めて危険であり、改めて当該情報を特定の上、それが真に「内容と関わりのない情報」に該当するのかを審査会が判断するべきである。

オ 本件対象文書で不開示とされた部分は、処分庁が過去開示した同様の役割・性格を他の文書（「情報教範」（海上自衛隊教範第211号））では開示されている。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は「幹部特技課程（種別：調査及び調査運用）の教育で使用されたテキスト類の全て（最新版）」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書にそれぞれの表紙ないしはしがきを加えたものを含む4文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成26年1月20日付け防官文第432号により、2文書及び本件対象文書のそれぞれの表紙ないしはしがきについて開示決定を行った後、同年8月1日付け防官文第11608号により、本件対象文書について、法5条3号の不開示情報に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

## 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び法5条の該当性については、別表のとおりであり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、同条3号に該当するため不開示とした。

## 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「本件開示決定通知書では電磁的記録形式の特定明示が行われておらず、『開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの』が特定されたのか不明である。そこで国の解釈に従って、改めて本件対象文書の電磁的記録形式の特定明示を行うとともに、その電磁的記録形式での複写の交付を求める。」として、本件対象文書の本来の電磁的記録形式の特定明示を求めるが、法その他の関係法令において、電磁的記録の記録形式を特定し、明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、履歴情報の特定を求めるが、法その他の関係法令において、履歴情報を特定しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、履歴情報を特定することはしていない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるとともに、「処分庁が平成24年4月4日付け防官文第4639号で認めるように、開示・不開示の判断を行わずに『本件対象文書の内容と関わりのない情報の付随を避ける』複写の交付は、法に反する」として、当該情報についても開示・不開示の判断を改めて求めるが、本件異議申立てが提起された時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交

付も行われていない。

- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分を取消しを求め、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 異議申立人は、「特定された教範以外にも、テキスト類が存在すると思われる。」として、他にも文書がある旨を主張するが、特定した行政文書の他に、本件開示請求に該当する行政文書はないことを確認しており、念のため、本件異議申立てを受け陸上自衛隊の関係部局を探索したが、特定した行政文書の他に、本件開示請求に該当する行政文書は確認されなかった。
- (6) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |                                    |
|--------------|------------------------------------|
| ① 平成27年3月24日 | 諮問の受理                              |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                      |
| ③ 同年4月6日     | 審議                                 |
| ④ 同月27日      | 異議申立人から意見書を收受                      |
| ⑤ 平成28年6月27日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、<br>本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年7月15日    | 審議                                 |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、陸上自衛隊小平学校における課程教育である幹部特技課程のうち、「調査」及び「調査運用」の種別の教育において使用された資料である。

異議申立人は、原処分を取消し及び本件対象文書以外にも文書が存在する旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書の原稿については、陸上自衛隊研究本部（以下「研究本部」という。）の担当者が電磁的記録として作成した上、当該電磁

的記録を紙媒体に印刷し、文書1は平成23年6月に、文書2は平成21年11月に陸上幕僚監部内の決裁を受けている。

イ 上記アの決裁後、陸上幕僚監部が原稿である電磁的記録を文書1については陸上自衛隊中央業務支援隊（以下「中央業務支援隊」という。）に、文書2については印刷業者に渡して印刷・製本を依頼し、中央業務支援隊及び印刷業者は、それぞれ当該原稿を加工して印刷・製本できる形に浄書したPDF形式の電磁的記録及び印刷・製本された紙媒体のものを作成し、当該PDF形式の電磁的記録及び紙媒体を陸上幕僚監部に納品した。

ウ 本件対象文書の原稿である電磁的記録については、研究本部、中央業務支援隊及び印刷業者のいずれにおいても紙媒体及びPDF形式の電磁的記録の納品後廃棄されている。

エ 本件開示請求に該当する行政文書としては陸自教範「情報」、陸自教範「情報科運用（試行案）」、陸自教範「野外令」及び陸自教範「野外幕僚勤務」の4文書を特定したが、幹部特技課程の「調査」及び「調査運用」の種別の教育においては当該4文書以外に教育資料は使用していない。

なお、陸自教範「野外令」及び陸自教範「野外幕僚勤務」については、平成26年1月20日付け防官文第432号により開示決定している。

(2) 本件対象文書については、その作成方法及び使用方法を踏まえると、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 陸上自衛隊の編成に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (2) 陸上自衛隊の運用に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の運用に関する

情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の運用要領及び能力が推察され、敵意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 陸上自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 陸上自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、陸上自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、陸上自衛隊の指揮・統制要領、手法及び内容が推察され、防衛省・自衛隊の行動を妨害しようとする相手方をして、その裏をかいた行動を採ることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)



委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

## 別表

番号	不開示とした部分			不開示とした理由
1	文書 1	用語の定義の 3 枚目	「情報部隊」の 「1 情報科部 隊」の一部	陸上自衛隊の編成 に関する情報であ り、これを公にする ことにより、陸上自 衛隊の態勢が推察さ れる。
		7 頁	「2 1 2 0 4 師 団・旅団の組織」 の一部	
		8 6 頁	「3 1 2 0 4 師 団・旅団の組織」 の一部	
	文書 2	4 頁	「1 1 3 0 5 師 団・旅団の情報組 織」の一部	
		6 頁	「1 1 3 1 3 師 団・旅団の保全組 織」の一部	
		7 頁	「1 1 4 0 3」の 事項名及び本文の 一部	
		1 5 7 頁	記述の一部	
2	文書 1	用語の定義の 3 枚目	「情報部隊」の 「3 情報活動に 任ずる一般の部 隊」の一部	陸上自衛隊の運用 に関する情報であ り、これを公にする ことにより、陸上自 衛隊の運用要領及び 能力が推察される。
		9 2 頁	「3 2 3 0 2 無 力化活動の手段」 の一部	
	文書 2	2 6 頁	「2 1 2 0 3」の 事項名及び本文の 一部	
		3 1 頁	「2 3 0 0 2 指 揮所」の一部	
		1 6 9 頁ない し 1 7 1 頁	「第 2 章 部隊の 行動」の一部	
	3	文書 1	5 頁	

		17頁	「22203 情報要求の決定」の一部	あり，これを公にすることにより，陸上自衛隊の情報関心及び情報業務に関する能力が推察される。
		24頁ないし62頁	「第3章 情報運用」の一部	
		79頁及び80頁	「24205 格付」の一部	
		94頁ないし105頁	「第3章 保全運用」の一部	
		107頁ないし110頁	「第4章 保全業務」の一部	
		115頁ないし126頁	「付録第2 兆候の考察の一例」の一部	
		142頁	「(10) 兆候推移予想図」の一部	
		147頁	「4 勢力組成原簿等」の一部	
		159頁及び160頁	「付録第8 記録書類」の一部	
		164頁	「付録第12 情報作業記録の一例」の一部	
		168頁及び169頁	「付録第14 敵等の情報・謀略活動に応ずる部隊保全の一例」の一部	
	文書2	13頁	「12105 情報要求」の一部	
		33頁ないし35頁 37頁ないし40頁	「第1章 総説」の一部	
		42頁ないし70頁	「第2章 武力攻撃事態対処等における運用」の一部	
		71頁ないし	「第3章 国際平	

		80頁	和協力活動における運用」の一部	
		81頁 83頁ないし 88頁	「第4章 災害派遣における運用」の一部	
		92頁 94頁	「第1章 総説」の一部	
		97頁ないし 100頁 102頁ないし 112頁 114頁ないし 130頁 132頁 133頁 136頁	「第2章 武力攻撃事態対処等における運用」の一部	
		137頁 140頁 141頁 144頁	「第3章 国際平和協力活動における運用」の一部	
		145頁 148頁 149頁 151頁 153頁	「第4章 災害派遣における運用」の一部	
4	文書2	167頁	「51404 通信保全」の一部	陸上自衛隊の指揮系統・通信システム等に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の指揮・統制要領、手法及び内容が推察される。